

平成23年 第3回臨時会

# 浪江町議会会議録

平成23年10月18日 開会

平成23年10月18日 閉会

浪江町議会

# 平成23年第3回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（10月18日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第58号から議案第62号一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	22

浪江町告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成23年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成23年10月11日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成23年10月18日（火） 午前9時
  
- 2 場 所 福島県二本松市本町1丁目60番地2  
安達地方広域行政組合 自治センター
  
- 3 付議事件
  - （1） 浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
  - （2） 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
  - （3） 浪江町特定住所移転者に係る申出に関する条例の制定について
  - （4） 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第5号）
  - （5） 物品購入契約の締結について（電子式線量計購入）

○応招・不応招議員

応招議員（20名）

1 番	愛 澤	格 君	2 番	山 崎	博 文 君
3 番	山 本 幸一郎	君	4 番	吉 田	君 君
5 番	若 月 芳 則	君	6 番	横 山	君 君
7 番	渡 邊 文 星	君	8 番	泉 田	君 君
9 番	橋 爪 光 雄	君	10 番	田 尻	君 君
11 番	渡 部 貞 信	君	12 番	鈴 木	君 君
13 番	佐 藤 文 子	君	14 番	紺 野	君 君
15 番	佐々木 恵 寿	君	16 番	小 黒	君 君
17 番	勝 山 一 美	君	18 番	三 瓶	君 君
19 番	佐々木 英 夫	君	20 番	馬 場	君 君

不応招議員（0名）

# 第 3 回 臨 時 町 議 会

( 第 1 号 )

平成23年第3回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成23年10月18日(火曜日) 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第58号 浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第59号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第60号 浪江町特定住所移転者に係る申出に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第61号 平成23年度浪江町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第62号 物品購入契約の締結について(電子式線量計購入)

出席議員（19名）

1番	愛澤	格君	2番	山崎	博文君
3番	山本	幸一郎君	4番	吉田	数博君
5番	若月	芳則君	6番	横山	精一君
7番	渡邊	文星君	8番	泉田	重章君
9番	橋爪	光雄君	10番	田尻	良作君
12番	鈴木	辰行君	13番	佐藤	文子君
14番	紺野	榮重君	15番	佐々木	恵寿君
16番	小黒	敬三君	17番	勝山	一美君
18番	三瓶	宝次君	19番	佐々木	英夫君
20番	馬場	績君			

欠席議員（1名）

11番 渡部 貞信 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場 有君	副町長	上野 晋平君
教育長	畠山 熙一郎君	総務課長兼会計管理者	根岸 弘正君
企画調整課長	谷田 謙一君	産業振興課長	高倉 敏勝君
福祉こども課長	木村 潔君	健康保険課長兼津島診療所事務長	紺野 則夫君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮口 勝美	書記	瀧 美佐江
書記	鈴木 清水		

---

### ◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第3回浪江町議会臨時会を開会いたします。

なお、11番、渡部貞信君から欠席する旨の届出が提出されております。

（午前 9時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、14番 紺野榮重君、15番 佐々木恵寿君、16番 小黒敬三君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたしました。

なお、本会議開会前に議会運営委員会を開催し、本日の会議について協議を行いました。その結果、臨時議会ではありますが、各常任委員会を開催し議案審査をすることとなりましたので、そのように取り計らいをいたしますのでよろしくお願い致します。

---

### ◎議案第58号から議案第62号一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。



日程第3、議案第58号から日程第7、議案第62号までを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第58号から日程第7、議案第62号までを一括議題といたします。

日程第3、議案第58号 浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第58号 浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、浪江町長選挙において選挙公報を発行するため、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

詳細については総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それではご説明を申し上げます。

まず、第1条でありますけれども、選挙公報発行についての趣旨を掲げてございます。

第2条の選挙公報発行であります。浪江町長選挙が行われるときは、町長候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行しなければならないとしております。

第3条の掲載文の申請であります。候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、委員会が指定する期日までに委員会に文書で申請しなければならないとしています。

写真につきましては、選挙期日3カ月以内に撮影した上半身のもので正面向きの写真ということになります。

また、委員会の指定する期日、これは選挙の告示のあった日ということになります。

また、第2項では選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならないということ述べております。

第4条の選挙公報の発行手続きでありますけれども、選挙公報は原文のまま選挙公報に掲載しなければならないということであります。

2項としまして、2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定

めるとなります。

第3項は、候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができるということにしております。

第5条の選挙公報の配布でありますけれども、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の2日前までに配布するというようにしております。

2項でございますけれども、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等の方法により、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう必要な措置を講ずるものということにしております。

第6条の選挙公報の発行を中止する場合ということでもありますけれども、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手続きは中止するというようにしております。

第7条の申請等の時間でもありますけれども、その時間は午前8時30分から午後5時までの間にしなければならないとしております。

第8条は委任でございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第59号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第59号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成22年度に発生した職員の一連の不祥事により町民の行政に対する信頼を損なわせるような事態が発生したことにつきまして、職員の指揮監督者及び職員の担当する事務の監督者としての責任を明らかにするため、町長及び副町長の給料月額を1カ月間減額するものであります。

現在、特例条例におきまして町長等の給料月額を減額しておりますが、町長、副町長それぞれ10%上積みし、町長については、本来支給の額の60%を減額、副町長については、40%を減額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第60号 浪江町特定住所移転者に係る申出に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第60号 浪江町特定住所移転者に係る申出に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律の施行に伴い、特定住所移転者に係る申出に関する事項等に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

詳細については、総務課長が説明します。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それではご説明を申し上げます。

10月12日で浪江町から転出した数でございますけれども、県内で292名、県外で844名、計1,136名の方が浪江町から転出をしております。この方達に対する特例に係る条例制定ということになります。

まず、第1条でありますけれども、趣旨であります。この条例は東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第2条第5項の規定に基づき、特定住所移転者に係る申し出等に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条の定義でありますけれども、この条例において「住所移転者」又は「特定住所移転者」とは、それぞれ法第2条第4項に規定する住所移転者又は第5条第5項に規定する特定住所移転者を有することでありまして、住所移転者につきましては、3月11日において浪江町に住所を有している者のうち、浪江町以外の市町村の住民基本台帳に登録されている者ということになります。

特定住所移転者でありますけれども、住所移転者のうち、浪江町条例の定めるところにより、町長に対しまして町、県の情報の提供、あるいは浪江町の交流を促進するための事業、あるいは町、県と関係維持を申出た者ということになります。

第3条の特定住所移転者に係る申出等でありますけれども、これは住所移転者のうち、浪江町及び福島県が実施する法第11条第1項から第3項までに定める情報提供、その他の特定住所移転者に係る施策の対象となることを希望する者は、町長にその旨を申し出ることができる。ということで、ここで法第11条第1項から第3項までというのが、先ほど申しましたように浪江町長に対しまして町、県情報の提供、浪江町の交流促進するための事業、町、県と関係を申し出た者ということになります。

第2項でありますけれども、変更があったときにつきましては、14日以内に町長にその旨を届出なければならないということになっています。

第3項でありますけれども、その申出又は届出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書類、信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができるということであり、郵便等によって行うことができるということでございます。

4項であります、町長は、届出又は申出を受けたときは、遅滞なく、当該申出又は届出に係る事項を福島県知事に通知するものとしております。

第4条は、委任でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第61号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第61号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本案は、11月20日に執行される福島県議会議員一般選挙及び浪江町長選挙に係る経費等について補正するため、歳入歳出それぞれ555万3,000円を増額するものであります。

歳入につきましては、選挙費県委託金555万3,000円を増額であります。

歳出につきましては、投票事務円滑化のため導入する選挙システム導入業務委託料等の業務委託料1,380万2,000円を増額などあります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは事項別明細書によってご説明申し上げます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でありますけれども、款15県支出金、1総務費委託金ということで今回の補正額が555万3,000円になります。福島県議会議員一般選挙費ということであり、

次に、5ページの歳出であります。款2総務費、項4選挙費であ

ります。目3福島県議会議員一般選挙費ということで、今回通常の選挙ということではなくて、避難町民の方が全国に散らばっているということでの予算の組み替えであります。このために通常でありますと、浪江町に17投票区がございましたけれども、今回の投票におきましては、1つの投票区ということであります。そのために期日前投票所を8カ所設けたいと思います。また、当日投票所は4カ所ということで対応していきたいということで、それらに係る補正予算でございます。

大きなものが11需用費で133万2,000円、消耗品費で43万6,000円、印刷製本費が92万8,000円であります。12役務費で736万1,000円、大きなものは通信運搬費で728万4,000円ということで、不在者投票に係る郵送等、通信運搬等でございます。13委託料1,380万2,000円の補正増であります。選挙事務電算委託料というものが大きなものでありまして、二重投票を防止するための選挙システムの構築等の委託料が主なものでございます。

次に、目4浪江町長選挙費ということで、県議会議員選挙と同日選挙ということになりましたので、ある程度県議選のほうで経費の執行をしたいということで浪江町長選挙を減額してございます。大きなものは、節3職員手当等で386万9,000円の減、一般職時間外手当でございます。

次に、8ページでございます。款3民生費であります。目8災害救助費ということで、13委託料115万5,000円、内容的には原子力損害賠償顧問弁護士委託料と原子力災害損害賠償説明委託料というところでございます。14使用料及び賃借料でありますけれども105万円、これは原子力損害賠償説明会の会場の借上料を予定しております。

同じく款3、項2児童福祉費、目5児童措置費であります。13委託料として100万円、子ども手当システム改修委託料でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第62号 物品購入契約の締結について（電子式線量計購入）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第62号 物品購入契約の締結について（電子式線量計購入）ご説明いたします。

本案は、電子式線量計購入について緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による随意契約により植田電機株式会社、代表取締役

社長鈴木哲男が3,895万5,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額185万5,000円で最低見積者となり、物品購入契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

詳細については、健康保険課長より説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） それでは電子式線量計購入内容についてご説明をいたします。

はじめに、購入台数でございますが、700台を購入いたしまして、機種につきましては、計測の正確性、簡単な操作性、さらに日本製を重視いたしまして、郡山市にアフターサービス機能を有する富士電機社製の高機能積算線量計D O S E器を購入するものでございます。

購入の計画の方法でございますが、ただいま町長のほうから説明がありましたとおり、緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約をするものでございます。

契約金額が3,895万5,000円、うち消費税が185万5,000円。

契約の相手方、福島県いわき市内郷御厩町2丁目29番地。

植田電機株式会社代表取締役社長、鈴木哲男。

納期でございますが、議会の議決を得た日から平成23年10月25日までの納期になっております。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

質疑は後ほど行います。

---

○議長（吉田数博君） ここで委員会審議のため暫時休議いたします。  
(午前 9時19分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前10時00分)

---

○議長（吉田数博君） 資料配付のため、暫時休議いたします。  
(午前10時00分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前10時01分)

---

○議長（吉田数博君） 日程第3、議案第58号 浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定について、これより質疑を行い

ます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号 浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてを採決いたします。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第59号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 先の補正予算、この議会でも補正に関する町長をして、先の臨時議会でも、本件に関する町長以下の処遇のあり方についてこういう形で出てきたわけでありましてけれども、多い少ないは別にしても、他に対して責任をとるということを私はやっぱり当然のことだと。

その上でなんですけれども、私は議会からも報告が出たと。いろいろ3.11の問題があって、行政も混乱をしていたと思うのだけれども、提出する時期が大幅に遅れたのではないか。そのことに対する認識を聞きたいと思います。町長の認識を示してください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 議員おただしのとおり、時期的に大変このような時期に提案せざるを得なかったということで、これは大変申し訳なく思っております。そういうことで、今後は、このようなことがないように、十二分に指揮監督をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第59号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改

正についてを採決いたします。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって議案第59号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第60号 浪江町特定住所移転者に係る申出に関する条例制定について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（馬場 績君） 先ほども一たん説明がありましたけれども、3月11日以降、第2条に書いてある住所移転又は特定住所移転、併せて1,136人があったということです。再確認をしたいのですけれども、「住所移転者又は特定住所移転者」と2つに区分するという記事はなかったです。ということが一つです。その上で、この方々にも信書便で情報提供するということですが、それはそれで浪江町町民であったということからすれば、今後の回帰も期待しながら、情報提供するということは行政としては必要な対応だと思います。

その上で、たびたび所在不明の確認が議論になっておりますけれども、現時点でも所在確認ができないという人達がいるのではないかと。現状はどうかということと、それから特定されたものについてはこういう形で情報提供するということですが、大きい話か細かい話かは別にしても、3.11原発災害による行政経営の充実と。これはこれで行政の対応としてはもっともな対応だと言うことで。行政経費として損害賠償請求する項目に該当することはしないということも含めて、行政側と執行者の見解をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） まず住所移転者と特定住所移転者ということでもありますけれども、この定義は法律に書いてございます。この法律で言っておりますのは、住所移転者とは、平成23年3月11日において、指定市町村の区域内に住所を有していた者のうち、当該指定市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されているものをいうとなっております。

また、特定住所移転者でありますけれども、この法律において、「特定住所移転者とは住所移転者のうち、指定市町村の条例で定めるところにより、当該指定市町村の長に対し、第11条第1項から第3項までに定める施策を対象とすることを希望する旨の申し出をしたものをいう」ということで、第11条第1項から第3項までというのが町、県の情報提供、訪問、交流の促進、あるいは関係維持とい



うものを申し出た者ということになります。

また、次に所在の確認でありますけれども、現在の所在確認ができていないという人数については、現在38名でございます。

それと損害賠償関係でありますけれども、3月11日現在、実際に損害を受けていたわけでありますから、当然ながら損害賠償の対象になると考えてございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第60号 浪江町特定住所移転者に係る申出に関する条例の制定についてを採決いたします。採決は起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって議案第60号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第61号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第5号）、これより質疑を行います。

2番。

○2番（山崎博文君） 歳入のページ、款の民生費、災害救助費の節の委託料及び使用料及び賃借料なのですが、これは町民の皆さんが損害賠償請求に対して、弁護士の先生の手伝いを協力を得ながらスムーズな請求に至るようという配慮のための予算だと思うのですが、そこで弁護士の先生の数と報酬額について。また、説明会があるようですけれども、その日程等の詳細がわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） お答え申し上げます。

まず、委託料の件でございます。こちらにつきましては、委託料ということで月5万円の3月までの6カ月分ということを計上してございます。それから説明会の委託料でございますが、こちら、予算計上が40回分を計上しているわけです。弁護士の方に非常にご協力いただきまして、1回当たり2万円という安い金額です。これはあと当然これに消費税が加わりますので、この金額になります。

それから説明会の会場の借上料でございますが、こちらについては一応5会場を掲載しております。今回、お知らせ版にも掲示をい

たしましたが、今回予定しているのは4会場でございます。1会場分は多めにとってあるということで、現在、お知らせ版には4会場の説明会をしてございます。

それから、各仮設を回る予定でございますが、こちらにつきましては、全体、先ほどよりも大きなところも含めると34カ所。ですから仮設ですと、30カ所ということになります。いちばん早いところでは27日からやっております。ただ、これにつきましては各会場についての広報等については、その仮設の入居者のみに自治会を通して通知をするということでご理解いただきたいと思います。

予定としては10月27日から12月8日までの、これはあくまでも弁護士さんの空いている日程を入れた関係で、10月27日から12月8日までということで合計で述べ34カ所ということになります。

弁護士の数は、現在4名を予定しております。

以上です。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 多分新聞報道だと思うのですが、政府も損害賠償請求に対して、ある程度スムーズにいくように、弁護士が代行するような報道がちょっとあったと思うのですが、その辺の情報ありますでしょうか。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 今おただしの件は、代書ということだと思うのですが、これについては、まだ私のほうでも正確な情報はつかんでおりません。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 町長選挙、あるいは県議会選挙等に絡んでなんですけれども、期日前投票も含めて、投票会場が多数にわたると。広範囲にわたると。当然、選挙管理委員会を中心に選挙の準備については、万遺漏無きように期すための準備はされていると思うのですが、議会の立場から考えると、名簿確認と選挙事務の混乱が予想されると。そういうことに対する本部と出先との罰金に対するこれはどういう方針の体制で臨むのかということが一つ。

それから、人的体制でありますけれども、当然のことながら立会人を配置するという事になっていきますけれども、期日前投票も含めて立会人の配置も多市町にわたるということで、従来規模でやるのか。それとも今回の事態に対応した体制でやるのか。そのことについてもお聞きしておきたいと思っております。

それと、一番大事なものは投票権の行使に万全を期すということで

あります。以前の全員協議会でも確認しましたがけれども、明快なお答えがなかったのであえてここでお尋ねしますけれども、例えば、いろんな事務の混乱で、浪江の基本台帳に登録されているのだけれども、投票に関する書類、投票場所、投票日等が通知されなかったと。いわゆる選挙権行使に重大なこういう場合、毀損行為と言っていいのかどうかわからないけれども、そういう問題が生じたということになれば、これは大変だと思っんですね。敢えて確認しておくだけでも、私のところに選挙に関する通知がなかったという場合、異議申し立てをすれば、基本的にはその人の主張は認められると私は思うのですけれども、一つはそういうことのないようにするためにどうするかということ。選挙権行使について、行政の瑕疵、不備を超えた瑕疵があって、そういう異議申し立てがあった場合、その選挙の有効性についてはどう考えていくべきかということについても、こういう際ですから確認をしておきたい。

別な意味では、そういうことも十分配慮した上で、選挙執行に当たるべきだという単独の意見も含んでも不思議ではありません。お尋ねいたします。

**○議長（吉田数博君）** 答弁、選挙管理委員会書記長。

**○選挙管理委員会書記長（根岸弘正君）** まず名簿の確認の件でありますけれども、従来17投票区ということで、名簿が17ありました。今回につきましては、一つの投票所ということになりますので、名簿自体が一つになります。そのために投票所、各期日前投票8カ所置きますので、そこで二重投票がないようにシステムを改修しなければならないということで、これは電算システムによりまして、そういうどこでも投票できるわけですので、そういうことで二重投票の防止のためのシステムを今回構築していきたいと予算化をお願いしたところであります。

次に、人的体制でありますけれども、やはり災害事務、通常事務をやっている中での選挙となります。したがって役場の職員の余裕というものがなかなか出てこないということもありまして、他自治体の支援をまずはお願いしております。また、さらに期日前の投票立会人等につきましては、ある程度役場のOBの方の協力をいただくということで、お願いしたいというようなことであります。立会人につきましては、最低でも2人ということでありますので、これは従来どおりということになろうかと思えます。

次に、選挙権の問題でありますけれども、選挙権といいますのは、これは永久選挙人名簿になりますので、一度選挙人名簿に登載されますと転出しない限りはそのまま選挙人名簿に残ろうということ

ありますので、選挙権はこれは確立されているとっております。その中で、やはり入場券、有権者の方につきましては入場券イコール選挙権というような認識を持っている方がおろうかと思えます。入場券が来なかったから選挙ができないのだというような思いの方もおりますので、これらについてはそういうことではなくて入場券がなくてもできますというような通知をしていきたいと思えますし、また、名簿の作成でいろいろあるということであれば、仮投票という制度もござえます。ですので、そういう選挙権については、十分行使できるような体制をとっていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 選挙権の行使については、選挙人名簿に登録されたものについて尊重するというので、行政事務を執行すればその問題はないという趣旨の答弁だったと思えます。そういう理解でいいのかどうか確認。

それから体制の問題で、市町村間の合意を求めるということですが、別に数を聞いてもしょうがないのだけれども、一応他の町村、双葉郡。今回の場合、県議会選挙も同時ということですから、他町村といっても県内町村はやっぱりいっぱい。それは違うか。

そういう意味で、浪江町としてはどの程度の支援を考えているのかということ。

あと、こういう状況の中での選挙執行であります。さまざまな問い合わせが来ると考えられます。今の62-0123は、私も時々電話しますけれども、繋がるのが3回に1回、5回に1回ということです。しかも、今後損害賠償の会場で説明会も開くと。この場で請求にも入るということで、なおのこと電話が混雑すると思えます。そこについて、県議会議員も一緒ということで選挙専用のテレフォン相談というよりも、専用電話を設置すべきではないかと思えますが、その準備はいかなされるのかお聞きいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁、選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（根岸弘正君） まず選挙権の問題でありますけれども、先ほど申しましたように、今選挙人名簿登録されている者については、有権者である。選挙はできるということであり、何の条件の有無にかかわらず、投票はできるということとござえます。

それと他町村からの支援の数でありますけれども、現在広島県の市、あるいは岡山県の市から3人ほど支援を受けていただいております。これから投票日に、期日前投票あるいは投票日当日については、ますます人数が必要であるということで、十数名の支援をお願いしているところであります。これは、福島県外の選挙管理委員会

職員ということになるかと思えます。

あと電話につきましては、これはやはり選挙が近づきますと、確かに選挙に関する問い合わせ多くなると思えます。これについては今後検討させていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉田数博君）　ここで産業振興課長より、発言の訂正が求められておりますので、許可します。

産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　先ほど2番議員の質問の中で、また産業建設常任委員会の中でも私間違えて報告しておりましたので、弁護士の数でございしますが、4名ではなく6名でございました。申し訳ございません。訂正をさせていただきます。6名でございします。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第61号　平成23年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第62号　物品購入契約の締結について（電子式線量計購入）、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　先ほどの提案理由の説明で、緊急のため、競争入札ができないと。したがって随意契約ということであります。他の町村は調べておりませんが、相当な金額の契約であります。こういう時期ですから線量計については、相当生産が忙しいということは事実のようでありますけれども、生産低下もまた多岐にわたるといふことだと思います。そういう生産状況を考えた場合に、この物品の計画については昨日の今日ということではないと思うんです。この前の臨時議会でも、るる審議されました。そういう意味で、緊急なので競争入札ができないという理由について、もう少し詳しく説明をいただきたい。

他のメーカーにも内々、見積もり聴取等したんだけど、それ

もできなかったというのは、こちらでも緊急購入のために随意契約にせざるを得なかったという明快な理由を、具体的な理由をお聞きしたいと思います。

それから第2点は、利活用の方法です。

第3点は、これまでの購入と合わせて合計、線量計は何台ということをお答えください。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） はじめに第1点目の随意契約、緊急の必要により競争入札にできなかったという理由でございますが、今回700台という購入になりまして、当然のことながら相当な時間がかかる。いろんなメーカー、それから販売の代理店等にもお話を聞きながら、いろんな情報を得ました。その中に、日本製ということで速やかにということもありまして、富士電機が700台を期限内にそろえることができるということがありました。そういうことがありまして、競争入札にはすることができなかったということでございます。

それから、活用の部分なんです、これはあくまでも貸し出しということで、活用については考えております。

それと合わせて、線量計の台数でございますが、今回は700台。町にあと何台あって、どのぐらいの個数なのかは、足し算してみないとわからない状況でございますけれども、700台ということでございます。

前買ったものについては、今回、予算と合わせて700台でございます。

---

○議長（吉田数博君） 資料配付のため、暫時休議いたします。

（午前10時32分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時33分）

---

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 前の8月臨時議会の時には200台の予算計上いたしました。9月定例議会では302台、合計502台の予算計上をしたわけでございます。それで、前にサーベイメーターの予算がございまして、それについて差益が出ましたので、その予算の中で700台を今回合わせて購入したものでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 私の理解が悪かったのかどうかわかりませんが、以前購入した分と合わせて700台になるというのが前の臨時議会の説明だったかなと思っております。今改めて整理してくださいましたので、台数についてはわかりました。

それからなぜ随意契約なのかということについても、他のメーカーに問い合わせたけれども、期限内納品ということになると難しいということなので、植田電機と随意契約を結ぶことにしたということですが、線量計購入については、答弁の食い違いが出てくること、必要性、重要性のある問題で議会でも厳しい指摘が交わされた経過があります。

したがって、メーカーに問い合わせたけれども、納品が難しいということは、期間的には相当あったのではないかと思います。こういう時期に、最も町民が安心安全の材料として求めている線量計購入に当たっては、財政投資についても手を挙げて有効性を考えて、競争入札にすべきではなかったのかということです。これは私の意見ですからお答えいりません。今後は、十分に吟味をしていただきたいということです。

それから利活用の方法は貸し出しということですが、どの単位で貸し出しをするのか。貸し出しの期間は。

それから線量計の機能は極めて多様であります。今回購入する線量計の機能は、どういう機能を持ち合わせた機器なのかということです。

それからこれで最後にしますけれども、先ほども東電に対する損害賠償請求として、そして今回の分析費も上げておいたとお尋ねをしましたが、議案第62号についても同様の性格だと思っております。町長あるいは総務課長の見解をお聞きしておきたいと思っております。

そして、合わせて700台ということは、私は少ないと思います。今後、東電に対する損害賠償請求の対応とあわせて、機器の譲渡、配布についてどう展開されていくのか。しかも私は早いほうがいいと思います。あわせてお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

当然東京電力に対しましては、損害賠償の請求対象になると考えておりますので、請求はもちろんしてまいりたい。さらには、9月定例議会の中でも答弁申し上げましたように、全世帯のほうに配布していく考え方で今後は進めていきたいとこのように考えていま

す。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 貸し出しの中身でございしますが、貸出期間は5日間、貸し出しをしていきたい。これはあくまでも基準というか、一応基準を設けないとと考えていました。

それから、貸し出しの場所でございますが、各出張所、桑折町、福島市、二本松、本宮市この4カ所の出張所でもって貸し出しをしていきたいと考えております。

それから受付分なんですけど、先着順ということで考えております。

機能の部分でございますが、機能については新聞等々でいろんな線量計の計測値が出ておりますけれども、それと同じような線量の機能と考えております。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 機能については、パンフレットを見る限りにおきましては、リアルタイムで線量が計測されるということでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 先ほどの約束では再々質問はしないということだったのだけれど、今の答弁を聞いて一言だけ申し上げます。

この時期に、線量計を購入するのに、カタログを見たらばこうだったということで会社も選ぶ、機種も選ぶということでは、私は十分な検討をしたとは考えられない。自分の担当している部署に、きっちり責任を持って仕事をしてもらいたいということを指摘しておきます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第62号 物品購入契約の締結について（電子式線量計購入）を採決いたします。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって議案第62号は、原案のとおり可決されました。



以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

---

**◎閉会の宣告**

○議長（吉田数博君） 以上をもって本日の会議を閉じます。  
これをもって、平成23年第3回浪江町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時42分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署 名 議 員 紺 野 榮 重

署 名 議 員 佐 々 木 恵 寿

署 名 議 員 小 黒 敬 三